

協会会員に限り、施設基準の届出や報告に必要な受講証を発行します

# 施設基準に係る研修(eラーニング)のご案内

**①歯初診 ②外来環 ③か強診 ④歯援診** の届出(報告)に必要な研修をいつでも受講いただけます。

1

## 施設基準に係る研修の受講について

**①歯初診**(歯科点数表の初診料の注1)の届出医院は、院内感染防止対策(標準予防策及び新興感染症への対策を含む)に関する研修を4年に1回以上受講する必要があります。

▶厚生局への報告:研修を受講した年月日を毎年7月に厚生局岡山事務所へ提出する歯初診に係る報告書に記載してください。

**②外来環**(歯科外来診療環境体制加算)、**③か強診**(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所)、**④歯援診**(在宅療養支援歯科診療所)を届け出る際に、それぞれの施設基準の要件を満たす研修を受講してください。

▶届出後の定期的な研修は不要です。ただし、今後の診療報酬改定で施設基準の要件が見直された場合、追加の研修等が必要となる場合があります。

ご注意  
下さい

**②外来環**と**③か強診**の施設基準は、**①歯初診**を届け出ていることが要件とされているため、**①歯初診**の施設基準を満たさなくなった時点で、**②外来環**や**③か強診**の届出の取り下げが求められます(**②外来環**や**③か強診**に係る加算点数等は算定不可)。

2

## 協会会員限定:eラーニングによる受講方法

### 1) 推奨 パソコンやタブレットで受講する場合

①インターネットブラウザ(マイクロソフトエッジやサファリ等)を開いて検索サイト(Yahoo!やgoogle)から岡山県保険医協会を検索し、検索結果から岡山県保険医協会をクリックして下さい。

②岡山県保険医協会のホームページの画面左側のメニューバーの歯科研修会より会員限定eラーニングをクリックしてください。



▲岡山県保険医協会のホームページ

### 2) スマートフォンで受講する場合

①スマートフォンのカメラを起動して右のQRコードを読み取った後、上記1)パソコンから閲覧される場合の②の手順に進んでください。

